平成２４年（フ）第３０９号
福岡県久留米市城島町内野436番地12
債務者　田中　壽男
1　決定年月日時　平成24年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第８３号
福岡県三潴郡大木町大字上牟田口969番地
債務者　野田　浩子
1　決定年月日時　平成24年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第６９号
福岡県筑後市大字羽犬塚281番地５
債務者　山口洋史郎
1　決定年月日時　平成24年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第７２号
福岡県八女郡広川町大字一條1354番地４
ビューパレス一条201号
債務者　若杉　幸絵
1　決定年月日時　平成24年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第７３号
福岡県八女郡広川町大字広川1510番地　オーシャンハイツ広川203号
債務者　氷室富二男
1　決定年月日時　平成24年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第３４９号
長崎県長崎市新戸町３丁目６番27号
債務者　吉川　幸司
1　決定年月日時　平成24年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３３９号
宮崎市源藤町原田318番地１　県営住宅４棟410号
債務者　畑山　良子
1　決定年月日時　平成24年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３５０号
宮崎市千草町11番18号　山伊ビル303号
債務者　有銘　兼次
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３５１号
宮崎市千草町11番18号　山伊ビル303号
債務者　有銘　清子
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第５１号
宮崎県串間市大字奈留3249番地
債務者　迫田　利幸
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２４年（フ）第５２号
宮崎県日南市南郷町中村乙4711－１、住民票上の住所宮崎県日南市大堂津４丁目17番11号
債務者　古澤　美久
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２４年（フ）第３１４号
盛岡市手代森14地割２番地75
債務者　大塲　満男
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第３３７号
盛岡市乙部29地割５番地７　フローラルグレースM203号
債務者　川久保　斉
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２６０号
福井市豊岡２丁目８番17号
債務者　金村　友博
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３３５号
福井県鯖江市神中町３丁目７番26号　ＭＫマンション神中103
債務者　吉田美智子
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３５０号
福井県坂井市春江町江留下相田２番地１　ＭＡＣＨＥＲＩＥ101号室、旧住所福井県坂井市春江町田端第34号１番地65
債務者　宮本　　昭
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３５１号
福井市みのり１丁目16番２号、旧住所福井市豊岡１丁目２番８号　リバーハイツ豊岡103号
債務者　荒谷　公之
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係